

議案第68号

福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に鑑み、重度障がい者医療費助成事業の対象者の範囲を拡大する等の必要があるによる。

福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例

福岡市重度障がい者医療費助成条例（昭和49年福岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第8号とし、第2号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 障がい者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援のみを行う施設を含む。）をいう。

(3) 介護保険特定施設等

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設、同条第25項に規定する介護保険施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。

(4) 児童福祉施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）をいう。

第3条第1項中「障害者支援施設（施設入所支援のみを行う施設を含む。）又は児童福祉

施設」を「障がい者支援施設、介護保険特定施設等、児童福祉施設その他規則で定める施設」に、「障害者支援施設等」を「障がい者支援施設等」に改め、同条第2項第3号中「障害者支援施設等」を「障がい者支援施設等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福岡市重度障がい者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。